たので、あることないことを喋ったんだ」と、この発言自体の信憑性を否定している。

置した部隊であり、 るような虐殺を南京やその近郊で見ることも実行することも不可能であり、 る部隊の一部が参加しただけで、部隊そのものは南京城内に入ってもいない。従って、 加することはなく、実際に曽根が所属した部隊(第三師団野砲兵第三連隊)は、南京戦では後方に位 と称しているが、実際は砲兵の初年兵であった。砲兵は、一般に歩兵とは違って第一戦での戦闘に参 談を書いている(『続・私記南京虐殺』など)。しかし、この人物は手記のなかで自らを歩兵の分隊長 した戦友もそうした虐殺行為を目撃・実行することはあり得ないと証言している。つまり、曽根の「手 曽根一夫という人物は「手記」を出版し、そのなかで南京戦と南京陥落後の虐殺事件の実行と目撃 中国兵を間近に見るという戦闘には参加していない。また、入城式には彼の属す 南京戦中、 彼が書いてい 行動をともに

がウソであれば、戦友の名誉を毀損するのは、当然のことである。 こうした「自白」証言は、当人ばかりか戦友も虐殺行為の実行者として記述する。もし、その証言

記」そのものがまったくの創作だということである。

記述が虚偽であると判決したケースである。 次に紹介するのは、南京戦に関する「日記」の出版が告訴されて裁判となり、 裁判所が「日記」の

ると主張している。彼は、その「日記」をもとに『わが南京プラトーン』という著書を出版し、その ら「日記」をつけており、そのなかには日本軍が数々の残虐行為を南京で行ったことが記録されてい それは、東史郎の「日記」に関する裁判である。南京戦に兵士として従軍した東は、南京戦当時か

「日記」自体も『南京事件京都師団関係資料集』に収録されている。 「日記」のなかに、 南京中心部で当時の上官が中国人を郵便袋に入れ、これにガソリンをかけ

て火をつけ、さらに手榴弾をくくりつけて爆発させて、その中国人を殺したという記述がある。 これ

注目されたが、東京地裁、東京高裁ともに訴えた元上官が勝訴している。 に対して、この元上官から名誉毀損罪で告訴された。この裁判は「東裁判」とよばれ、 これに対して、東は最高裁に上告したが、二〇〇〇年一月二十一日最高裁は一、二審判決を支持し マスコミにも

これまでの裁判を通して、次の二つの点が明らかになっており、既に「東日記」に信憑性はないと判 上告を棄却した。東証言を重視する中国政府側は「虐殺を否定する不当な判決だ」と反発しているが、

「証拠」の数々

行為は物理的に不可能であり、実際にはあり得ないと判定された。 断されている。 つは、東が記述した残虐行為が可能か否かという点である。これについては、東が記述した残虐

記 は、 三年後に書き写したと主張したが、その もう一つは、その原典である「日記」そのものに信憑性があるかどうかという点である。 の現物は提出されなかった。 東が戦前に書いたとされる「日記」の現物が裁判所に提出されたが、南京戦に関する部分は 東側は 「懐中手帳」は法廷に提出されなかった。さらに、 「日記」のその部分は、 当時「懐中手帳」に書き、 東は、 それを一、 控訴審で 日 あ

告発側の主張と矛盾する

る展示会に貸出したところ返却されなかったと主張したが、その主張は、展示会の責任者などによっ

109

第三章

て否定された。

かけて書かれたわけではなく、内容によってはかなり後年(終戦後に)加筆修正された部分もあるの 東京高裁は、東の「日記」の提出された部分についても、「全てが昭和十五年から十九年に

ではないかとの疑問も生ずる余地がある」と判定した。

三年三月以前に関する原資料がないとすれば、東の主張自体を根底から疑わしいとするのは当然のこ についての原資料である懐中手帳などは存在しない」と判定、この判定を最高裁も支持した。昭和十 そうした検討の結果、東京高裁は、「いずれにしても、昭和十三年三月以前(編者註・南京戦の頃)

〈南京大虐殺〉の有力な論拠とされる、こうした兵士の「自白」に、信憑性がないことは既に立証

済みなのである。

一、死体埋葬記録と矛盾する〈大虐殺〉

逆に〈大虐殺〉を否定する記録が含まれている。この点は〈南京大虐殺〉を刑事訴訟手続で検証して いる我々の立場としては、実に不可解なことではあるが……。 さて、日本側の記録・証言だけでなく、〈大虐殺〉の証拠として提出されている資料のなかにも、